

川平小中学校いじめ防止基本方針

1. 目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格形成に重大な影響を与えるだけでなく生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめの問題克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの未然防止や早期発見、いじめに対する措置を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止基本方針」を策定する。

2. いじめの定義

いじめとは、本校に在籍している児童生徒が、別の児童生徒に対し、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット、携帯電話、メール、SNS等を含む）であって、その行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

※継続的であるか否かにかかわらず、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているすべての行為をいじめと定義する。

3. いじめの防止対策の基本的な考え方

「いじめ」を重大な人権侵害と捉え、「いじめ」は人間として絶対に許さない。また、いつでもどこでも（インターネット、SNS等を含む）でも起こりうることを認識し、未然防止・早期発見・措置に努め、解決に向けて迅速かつ有効な対応をする。

4. いじめの防止対策の具体的な取組

- (1) 教師の日々の授業観察
- (2) 個人面談や定期的な教育相談・毎月1回のアンケートの取組
※必要に応じて保護者アンケートも実施する
- (3) 学級日誌・個人日誌等を活用した情報の収集
- (4) 毎週1回、いじめ対策委員会（生徒指導部会）でいじめの有無の確認と対応策等の検討
- (5) 状況に応じた、各関係機関との連携
- (6) スクールカウンセラーとの連携

5. 学校におけるいじめの防止に関する取組

(1) 未然防止について

- ①児童生徒・教職員の信頼関係を築き、人権尊重、思いやりの心、正義感等を学校全体に行き渡らせる。
- ②道徳教育や人権教育を充実させ、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けることで社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。
- ③一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- ④児童生徒会の主体的な活動を支援し、明るく楽しい校風づくりを推進する。
- ⑤学校の教育活動全体を通して、児童生徒一人一人の自己有用感や自己肯定感を高める。
- ⑥「いじめ」について平素から教職員全員で共通の理解を図り、未然防止に取り組む。
- ⑦インターネット、携帯電話、メール、SNS等を利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら学校における情報教育、モラル教育の充実に努める。

(2) 早期発見について

- ①すべての教職員がいじめの兆候を見逃さず、「いじめ早期発見チェック票」等を活用し、生徒指導部会等で確認する。また、緊急性のあるものについては直ちに、生徒指導主任および管理職へ報告する。
- ②月1回のアンケートを実施・分析し、いじめの要素がないか検討する。

(3) いじめに対する措置について

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合は、直ちにその場でその行為をやめさせる。また、対応が難しい場合は、生徒指導部会で対応を協議し、小中部会へ報告し、共通理解と共通実践を図る。
- ②児童生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- ③いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、小中部会や生徒指導部会で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。
- ④速やかにいじめの事実の有無の確認をし、いじめられた児童生徒といじめた児童生徒それぞれの保護者に連絡し、相談会等を持つ。
- ⑤犯罪行為を伴うもの等、学校で解決が困難な場合には、教育委員会や関係機関と協議をして対応する。
- ⑥いじめられた児童生徒とその保護者への支援
 - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
 - イ 必要に応じ、いじめた児童生徒を別室で指導することで、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられるようにする。
 - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組む。
- ⑦ いじめた児童生徒とその保護者への支援と指導・助言
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な指導・助言を行う。

いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
 - ウ いじめの背景にも目を向け、いじめた児童生徒のプライバシーには十分に留意した対応を行う。
 - エ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒の健全な成長を促すことを目的に行う。
 - オ いじめが起きた集団の児童生徒に対しては、自分の問題としてとらえさせるとともにその中で同調していた児童生徒に対しては、同調はいじめに加担をすることであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
 - カ 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの児童生徒との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守り続ける。
 - キ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて関係機関等の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める。

6. 重大事態への対応

(1)重大事態とは

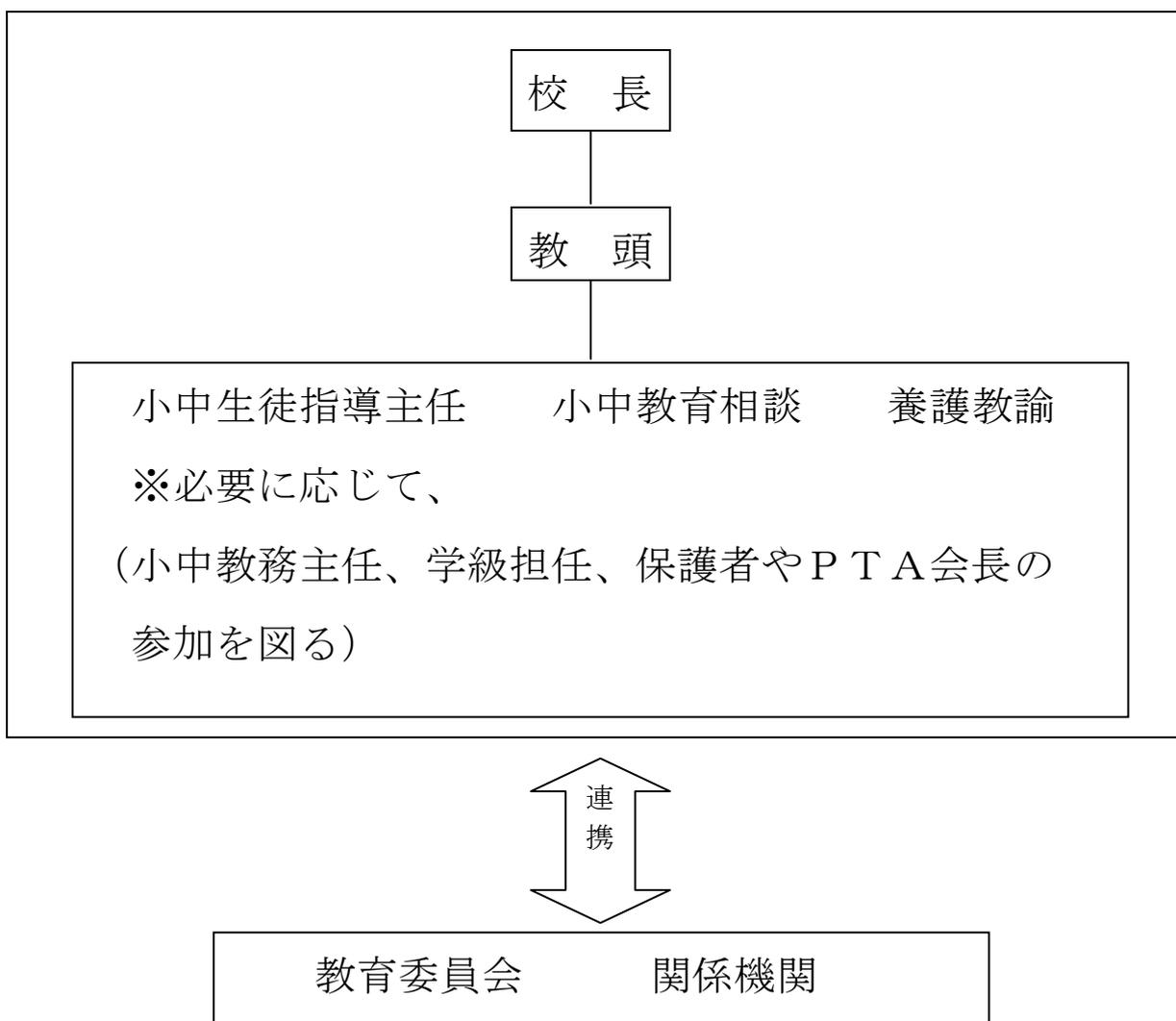
①生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合

※例えば「死にたい」という言葉が発せられる、日記に書かれる、自殺を企図した場合

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合（年間30日を目安として一定期間（5日間）連続して欠席している）

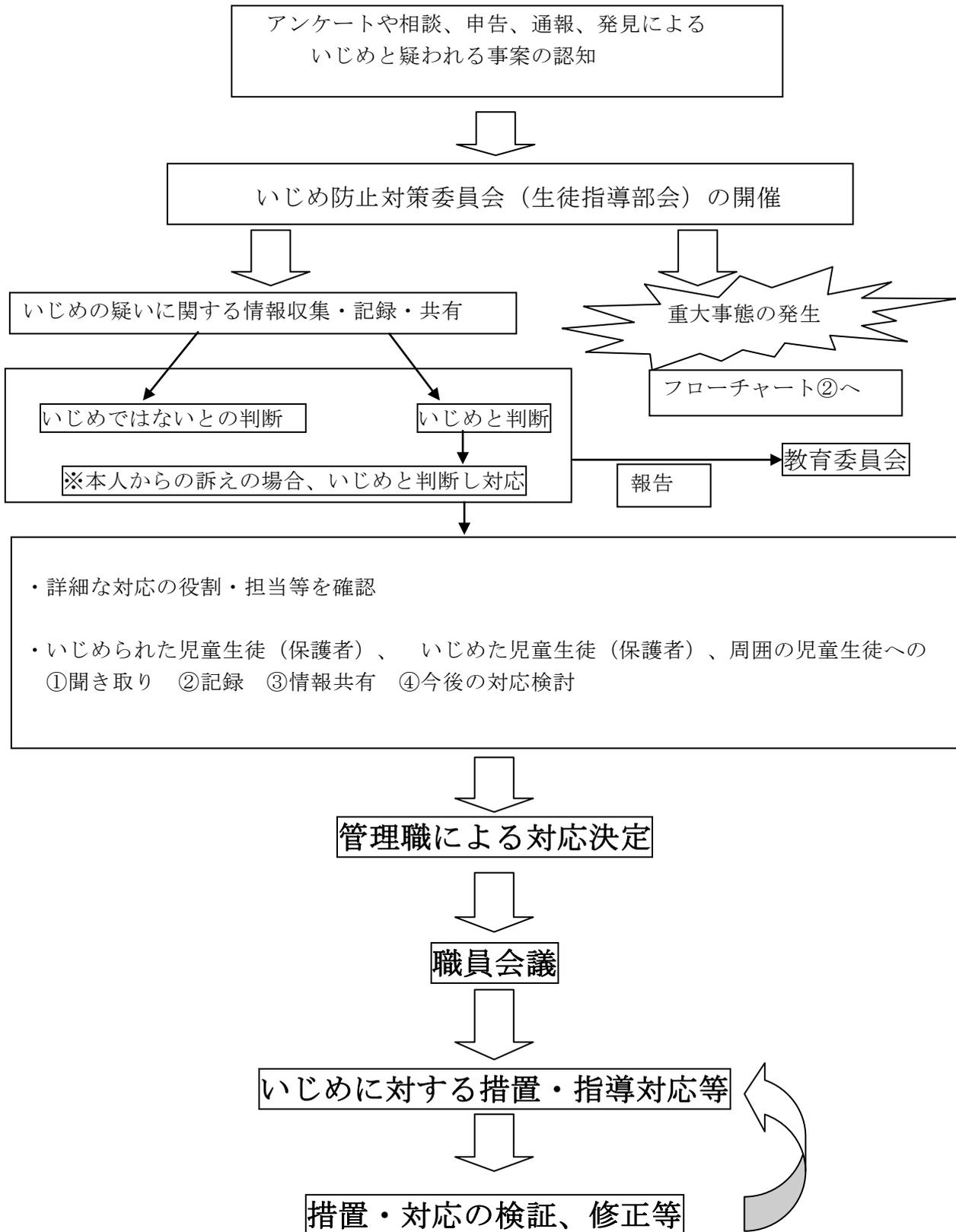
※対人関係が原因で、「いじめ」と認定しにくい場合でも重大事態と捉え、適切に対応する。

7. いじめ防止対策委員会（生徒指導部会）組織図



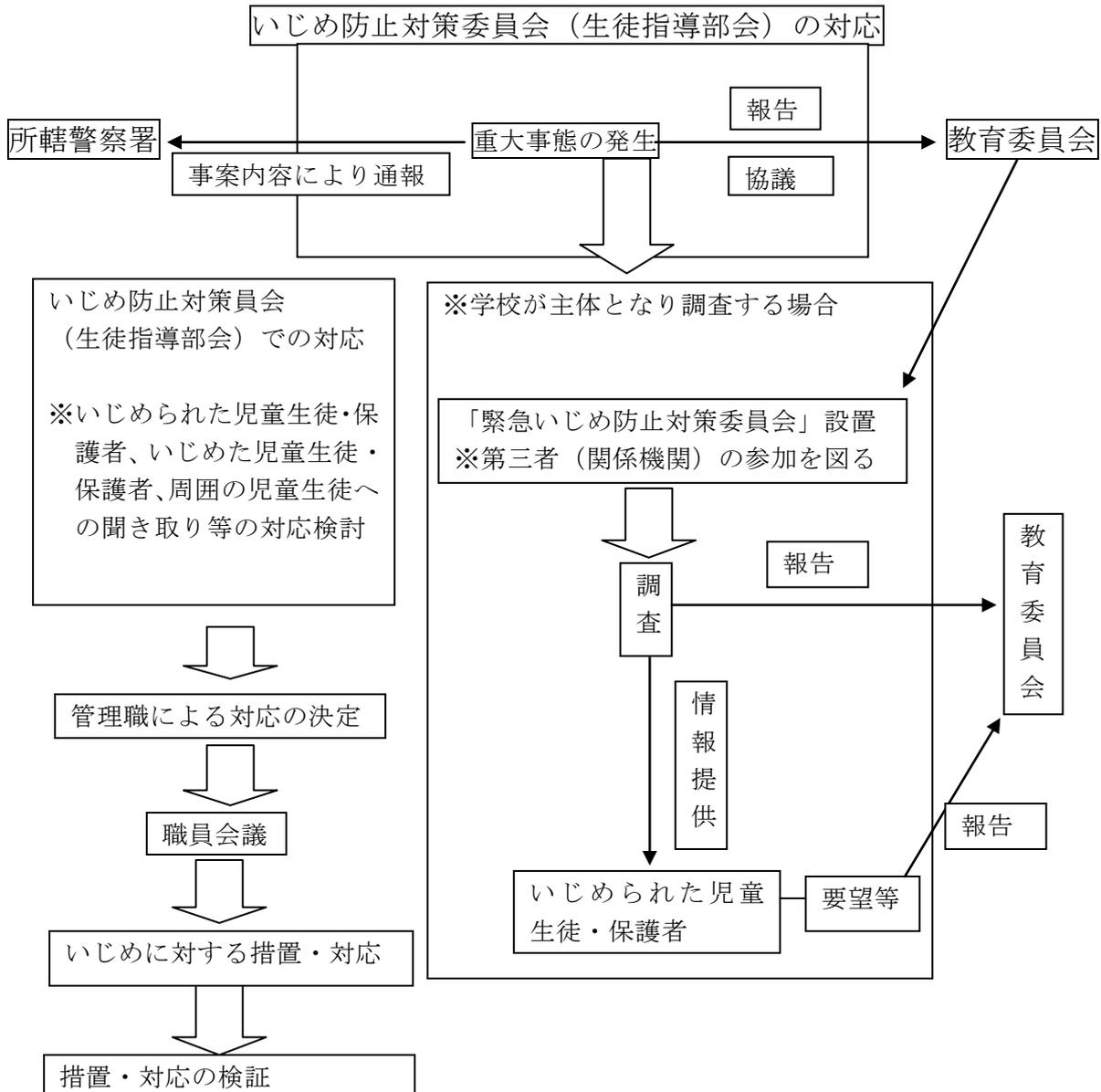
8. いじめ事案へ対応フローチャート①

「いじめ防止対策委員会」（生徒指導部会）の対応



※いじめ事案の内容によって学校が必要と認めた時は、所轄警察署に相談・通報し連携する

9. いじめ事案（重大事態）への対応フローチャート②



※ 重大事態の調査主体が教育委員会の場合には、教育委員会への資料提供など調査に協力する

※調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた児童生徒、保護者に対して、適時、適切な方法で提供・説明を行う。

【資料1】 月1回の小学校（いじめについてのアンケート）、中学校（教育相談アンケート）

【資料2】 いじめ早期発見チェック票

いじめが起きやすい・起きている集団

- 朝いつもだれかの机が曲がっている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 班にすると机と机の間に隙間ができる
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするすることがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

※いじめられている子

普段の行動

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 下を向いて視線をあわせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で登校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人でいることが多い

学級活動で

- 班編制の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると、冷やかされたり、陰口を言われたりする

給食時間

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる

清掃時間

- いつも雑巾がけやゴミ捨て当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている
- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれている
- 持ち物や机などに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人のいう理由が一致しない
- 手や足に擦り傷やあざがある
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

※いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して、威嚇する表情をする
- 活発に活動するが、他の子どもに対してきつい言葉をつかう